

監査報告書

令和2年6月12日

国立大学法人京都大学
総長 山極壽一 殿

国立大学法人京都大学

監事 東島 清 印

監事 丸本卓哉 印

私ども監事は、国立大学法人法第11条第6項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、令和元事業年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）における国立大学法人京都大学の業務執行について監査いたしましたので、以下のとおり報告します。

1. 監事の監査の方法及びその内容

監査方針等に従い、役員会その他重要な会議に出席し、審議過程及びその結果を確認するとともに、業務に関する重要な文書を閲覧しました。更に、役員等から業務運営の報告を聴取し、事務本部担当部門責任者等との面談及び書面により担当業務の進捗状況等について確認しました。

また、会計監査人（有限責任監査法人トーマツ）からの監査結果の報告を受け、監査を実施しました。

2. 監査の結果

- (1) 業務は、法令等に従って適正に実施されており、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されていることを認める。
- (2) 役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制及び業務の適正を確保するための体制が、業務方法書等の見直しにより適切に整備、運用されていることを認める。
- (3) 役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。
- (4) 財務諸表及び事業報告書は、法人の財政状態及び運営状況を正しく表示しており、決算報告書は、予算の区分に従い決算の状況を正しく表示していることを認める。
- (5) 会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当国立大学法人が別途保管しております。